

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第87号

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において使用する用語の意義は、 <u>条例で使用する用語の例</u> による。	(定義) 第2条 この規則において、 <u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>県有地等</u> 条例第2条第1号に規定する <u>県有地等</u> をいう。 (2) <u>自動車</u> 条例第2条第2号に規定する <u>自動車</u> をいう。 (3) <u>放置</u> 条例第2条第3号に規定する <u>放置</u> をいう。 (4) <u>放置自動車</u> 条例第2条第4号に規定する <u>放置自動車</u> をいう。
(警告書のはり付け) 第3条 <u>条例第4条第1項に規定する警告書は、様式</u>	

第1号によるものとする。

(警察署への通報)

第4条 略

(身分証明書)

第5条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 略

(放置自動車の引渡し)の告示)

第7条 略

2 条例第7条第3項の規定による告示は、同項に規定する事項を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする。

3 条例第7条第3項第6号の規則で定める事項は、放置自動車及び当該放置自動車内に放置されている物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

(警察署への通報)

第3条 略

(身分証明書)

第4条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

第5条 条例第5条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 略

(廃物認定)の告示)

第6条 略

(処分)の告示)

第7条 条例第8条第2項の規定による告示は、同項に規定する事項を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項第6号の規則で定める事項は、放置自動車及び放置物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この規則の失効)

2 この規則(附則第4項を除く。)は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 条例及びこの規則(以下「条例等」という。)の失効の日(以下「条例等失効日」という。)以前に知事が条例等に基づく行為等を行い、又は行っている放置自動車があるときは、当該放置自動車に対する措置については、条例等は、条例等失効日以後も、なおその効力を有する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 略

様式第1号(第3条関係)

番 号 年 月 日
警 告 書
<p>この自動車の所有者、占有者若しくは使用者又はこの自動車を放置し、若しくは放置させた者(以下「所有者等」という。)は、至急、この自動車を撤去してください。</p> <p>平成 年 月 日までに撤去されない場合は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第5条第1項の規定に基づき、県において自動車の移動をすることがあります。</p> <p>さらに、平成 年 月 日までに撤去されない場合は、同条例第7条第1項の規定に基づき、自動車を使用済自動車とみなし、使用済自動車の再資源化等に関する法律の手續に従い、県において引取業者への引渡し等の措置を講ずることがあります。</p>
職 名 印 電話番号
<p>所有者等以外の方で、所有者等に心当たりのある方は、上記の電話番号に連絡してください。</p>

様式第2号(第4条関係)

(表)
略
(裏)
<p>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい) (調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される</p>

4 略

様式第1号(第4条関係)

(表)
略
(裏)
<p>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい) (調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される</p>

部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

	6 略
様式第3号(第6条関係) 略	様式第2号(第5条関係) 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

改正後										改正前									
別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務員に係る事務処理権限										別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務員に係る事務処理権限									
事項		事務処理権限の区分								事項		事務処理権限の区分							
種類	内容	専決権者				委任決裁権者				種類	内容	専決権者				委任決裁権者			
		知事	部長	課長	担当職員	地方機関の長	副知事	局長	課長			担当職員	地方機関の長	知事	部長	課長	担当職員	地方機関の長	副知事
略																			
八 公有財産の管理に関する事務										八 公有財産の管理に関する事務									
	11 鳥取県景有地等における自動車の放置に関する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの										11 鳥取県景有地等における自動車の放置に関する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの								
	(一)-(七) 略										(一)-(七) 略								
	(八) 同条例第7条第1項の規定による <u>放置自動車の引渡し</u> (1)及び(2) 略										(八) 同条例第7条第1項の規定による <u>塵物の認定</u> (1)及び(2) 略								
	(九) 略										(九) 略								
	(十) 同条例第7条第3項の規定による告示										(十) 同条例第8条第1項の規定による <u>放置自動車の処分</u> (1) 本庁が管理する公有財産に係るもの (2) 地方機関が管理する公有財産に係るもの								
	(十一) 同条例第7条第4項の規定による <u>放置自動車の引渡し</u> (1)及び(2) 略										(十一) 同条例第8条第2項の規定による告示								
	(十二) 同条例第8条										(十二) 同条例第8条第3項の規定による <u>放置自動車の処分</u> (1)及び(2) 略								
											(十三) 同条例第9条								

	の規定による費用の 請求 (1)及び(2) 略																			
	略																			
略																				

	の規定による費用の 請求 (1)及び(2) 略																			
	略																			
略																				

附 則

この規則は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第68号）の施行の日から施行する。